

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸処理）仕様書

- 1 被害木の表示を十分確認すること。
- 2 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
伐倒にあつては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 薬剤散布の対象は、根株・樹幹部分及び末木枝条とし、もれのないよう散布すること。
- 5 降雨中、降雨直後及び薬剤散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 6 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。
なお、監督職員の立会がなかった場合は散布後速やかに監督職員に届け出て、散布の確認を受けること。
- 7 請負者は、事業日報に薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。
- 8 請負者は、薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を最寄の農政局（地域センター）に届出をすること。

（伐倒作業）

- 9 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 10 樹幹、末木枝条は原則として薬剤処理に有効な長さ50cm程度に玉切ること。
- 11 玉切り処理木及び根株には、チェーンソーで深さ5～10cm程度のノコ目を入れること。（図－2・図－3参照）

（地ならし・集積）

- 12 伐倒した箇所付近にあらかじめ地ならし（2 m²程度）を行い、樹幹、末木枝条を程度集積すること。
地ならしの際は、くん蒸シートが破れないように地表部の灌木や突起物を処理しておくこと。

（薬剤くん蒸処理）

- 13 薬剤使用量は、被覆内容積1 m³（材積0.6 m³程度）当り原液1.00とする。
- 14 集積した樹幹、末木枝条及び根株に薬剤処理後、くん蒸用シートですばやく梱包

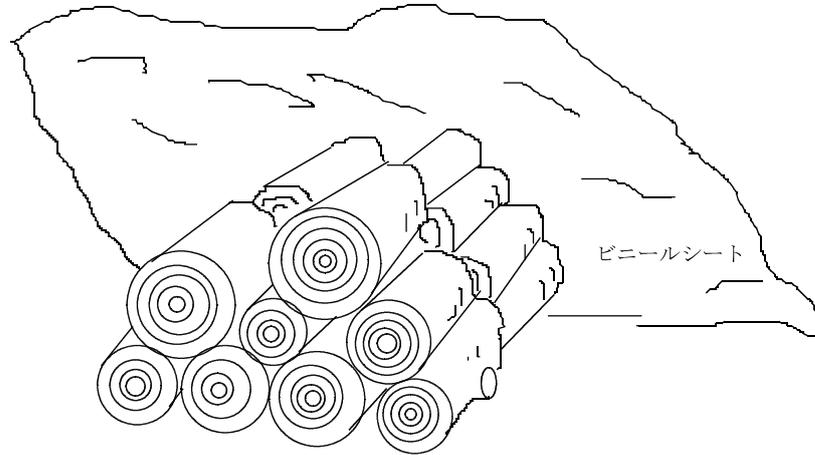
し、ガムテープで密閉するとともに、くん蒸用シートに薬剤処理したことを表示すること。

シートは密封を保つため裾を土石等で押えること。(図-1 参照)

- 15 急傾斜地等により転落のおそれがある箇所でやむを得ず梱包を行う場合はには、転落防止策を講じること。
- 16 14日以上くん蒸し、監督職員の確認を受けること。

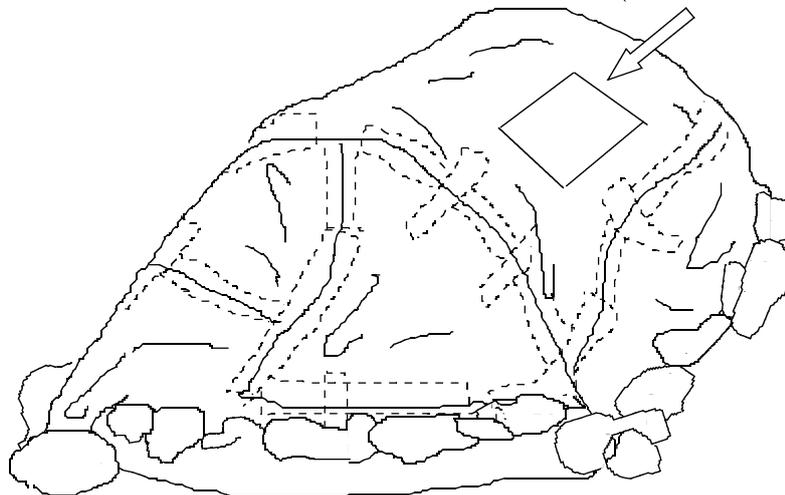
(図-1) 被害木のビニール梱包

地表の地ならし後、玉切りした被害木を集積し、被害木全体をビニールシートで覆えるように準備した後、薬剤処理し、ビニールシートを被せる。



ガムテープを使用しビニールシートで被害木を密封をする。
薬剤処理の表示を見やすい箇所に行く。

※ 薬剤処理の表示
(ビニールシートに同封又は貼付)



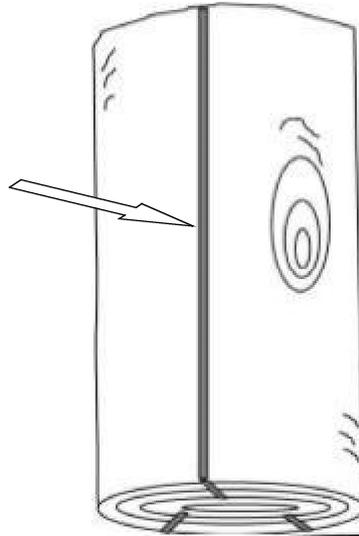
注意事項

- (1) 急傾斜地など転落の恐れがある場所でやむを得ずビニール梱包を行う場合には、転落防止対策を講じること。
- (2) 薬剤が抜けないように周囲の土石等を用いビニールシートを密封する。
- (3) 枝条等でシートを破らないよう注意すること。

(図-2) 被害木(樹幹-枝条部分)への薬剤注入孔

(上方より見た場合)

※ チェーンソーのコノ目
深さ5cm~10cm程度

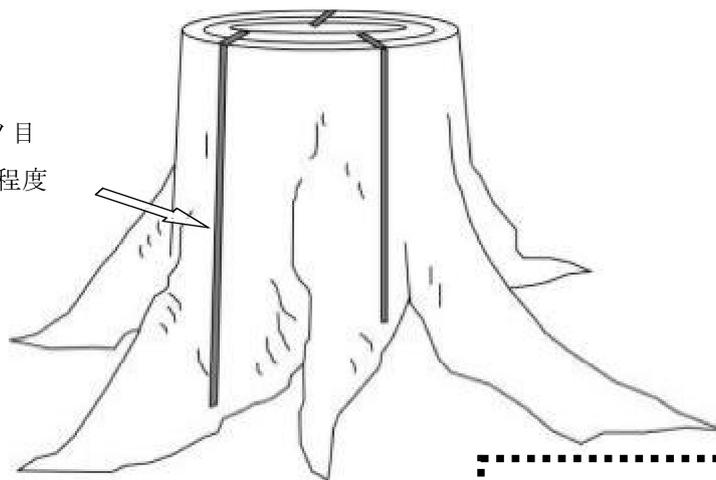


チェーンソーのコノ目	
1.4cmまで	不要
1.4~4.0cm	2本
4.0cm以上	3本を目安とする

(図-3) 被害木(根株)への薬剤注入孔

<根株高が高い場合>

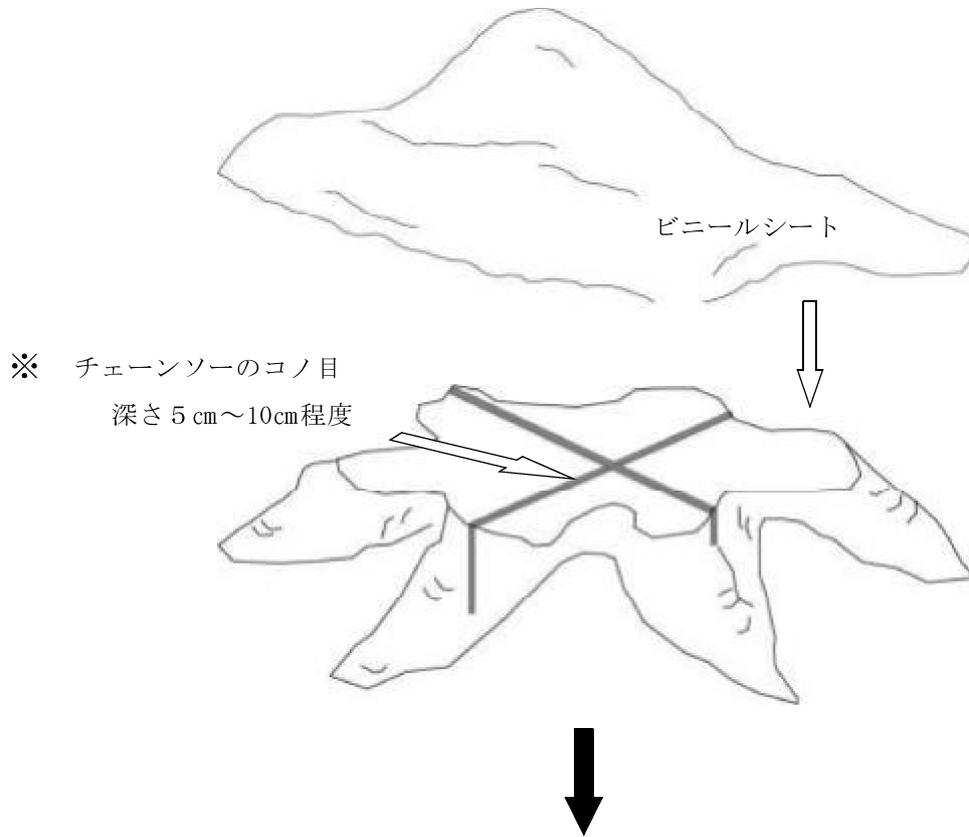
※ チェーンソーのコノ目
深さ5cm~10cm程度



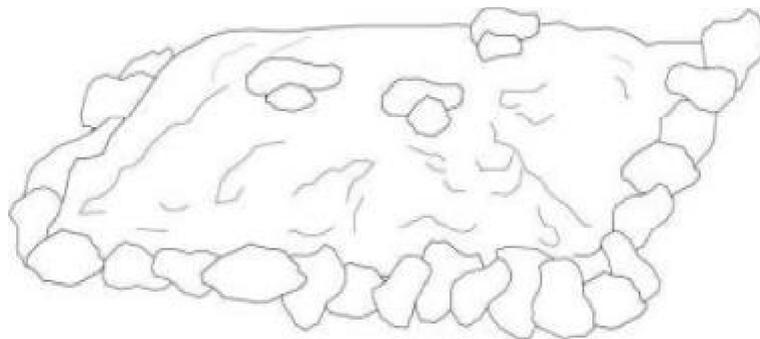
チェーンソーのコノ目	
1.4cmまで	不要
1.4~4.0cm	2本
4.0cm以上	3本を目安とする

<根株高が低い場合>

根株の切高を極力低くし、薬剤注入後ビニールシートを被せる。



周囲の土石等を用いビニールシートで根株を密封する。



カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸）
特記仕様書

（被害木の標示）

- 1 被害木はカラーテープ及びNo.テープにより標示しているが、疑義があるときは監督職員の指示に従うこと。

（駆除作業）

- 2 駆除作業は令和8年6月26日までに完了し、監督職員の確認を受けること。

（伐倒作業時の注意事項）

- 3 遊歩道付近における伐倒作業にあたっては、一般の入山者の通行が想定されることから、危険が予測される場合は、必要に応じて注意看板の設置や誘導員の配置等の安全確保に必要な措置を講じること。

（伐倒作業時の注意事項）

- 4 使用後の薬剤容器は、回収の上、産業廃棄物として処分すること。県または市町村が認定している処分場において処分することとし、適切に処理したことを証明する書類（マニフェスト等）を監督職員に提出すること。

（その他）

- 5 その他必要事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

カシノナガキクイムシ駆除(伐倒くん蒸)
薬剤等購入仕様書

1 購入薬剤

- ① 農薬の用途：カシノナガキクイムシ駆除用薬剤(くん蒸)
- ② 農薬の種類：カーバムナトリウム塩液剤
- ③ 適用木名：コナラ(3本は生立木、他は枯損木)・カシ(生立木)
- ④ 適用病虫害名：カシノナガキクイムシ
- ⑤ 薬剤数量：33.6ℓ

2 くん蒸用シート

- ① 材質：生分解性シート
- ② 規格：カットタイプ/縦4.0m×横4.0m/枚
- ③ 数量：62枚

3 布テープ(梱包・表示用)

- ① 材質：布粘着テープ(再生PET)
- ② 規格：幅5cm×長さ25m/巻、重量物用
- ③ 数量：7巻

4 注意事項

- (1) 農薬登録済みの薬剤及び下記の品質・特性を有した物品を購入すること。
- (2) 薬材・材料は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書(写)を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤・材料の輸送にあたっては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。